

新潟市国家戦略特別区域農業保証（通称：新潟市アグリ特区保証）制度資金
取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、商工業とともに市内において農業を営む中小企業者等の事業活動に必要な資金の調達を円滑にし、もって市内農商工業の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする融資について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。

（融資対象者の資格）

第3条 この要綱で定める資金の制度（以下「アグリ特区資金」という。）を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 返済能力がないと認められる者
- (2) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (3) 信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者及びその連帯保証人
- (4) 既に納期を経過した市町村税を完納していない者
- (5) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）で定める保険対象業種を営む者でない者（ただし、農業を営む者を除く）
- (6) 許認可を要する業種でその許認可を受けていない者
- (7) 市制度融資を不正に利用した者
- (8) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

（融資の方法）

第4条 市長は、アグリ特区資金の運用資金として、新潟県信用保証協会（以下「協会」という。）が約定する取扱金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に対し、予算の範囲内の額を預託する。

2 取扱金融機関は、前項の規定により預託を受けた額に2.6倍を乗じた額以上の額を融資するものとする。

3 取扱金融機関は、アグリ特区資金による融資については、利用者に歩積み及び両建ての預金を要求してはならない。

（融資条件）

第5条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象者

ア 商工業とともに市内において農業を営む中小企業者

イ 商工業とともに市内において農業を営む農事組合法人又は個人

(2) 資金使途

商工業とともに営む農業の実施に必要な運転資金及び設備資金（商工業の実施に必要な運転資金及び設備資金と混在する資金を含む。）

(3) 貸付限度額

一事業者について、3億5,000万円以内

(4) 償還期間

ア 運転資金

120か月以内（うち据置2年以内）

イ 設備資金

180か月以内（うち据置2年以内）

(5) 貸付利率

ア 償還期間が60か月以内のもの

年 1.45パーセント

イ 償還期間が60か月を超えるもの

年 1.65パーセント

(6) 返済方法

一括返済（期間2年以内）又は分割返済

(7) 信用保証

協会の信用保証付きとする。

ただし、保証の割合は融資金額のうち80パーセントとする。

(8) 信用保証料率

借入金額に対し0.8パーセントとする。

(9) 担保

取扱金融機関及び協会の定めるところによる。

(10) 保証人

原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないものとする。

（融資の申請）

第6条 融資を受けようとする者は、融資申請書（別記様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の必要書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市町村税の納税証明書

(2) 住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書の原本）

(3) 新潟市国家戦略特別区域農業保証制度 事業計画書

(4) 見積書等の写し（設備資金の場合）

(5) 第3条第1項第8号に該当しないことを誓約する書面

(6) 申込人資格要件を満たすことを確認できる書面

(7) その他市長が必要と認める書類

(融資対象者の認定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、認定の可否を融資対象者認定結果通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するとともに、認定をした場合は、融資対象者協議書（別記様式第3号）により取扱金融機関と協議するものとする。

2 市長は、融資対象者の認定をする場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(融資の決定及び実行)

第8条 前条第1項の規定により協議を受けた取扱金融機関は、融資の可否を決定し、その内容について審査結果報告書（別記様式第4号）により市長に報告するとともに、申請者に通知し、融資実行時期について協議のうえ、速やかに融資を実行するものとする。

(報告)

第9条 取扱金融機関は、毎月末現在の貸付状況を翌月10日までに市長へ報告しなければならない。

この場合において、新たに融資の実行がなされたときは、その最初の貸付状況の報告に、当該融資審査結果報告書（別記様式第4号）を1部添付しなければならない。

(融資条件の変更)

第10条 既に融資実行済の者であっても、第5条に定める条件の範囲内で融資条件を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他のやむを得ない理由により資金を償還することが困難であると市長が認めたときは、第5条に定める融資条件を変更することができる。

3 融資条件の変更を受けようとする者は、条件変更の承認申請書（別記様式第5号）に取扱金融機関の意見書等を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否について、融資条件の変更承認通知書（別記様式第6号、7号）により、申請者及び取扱金融機関に通知するものとする。

(再度貸付)

第11条 既に貸付を受けている者が、同一の資金の貸付を受けようとする場合は、貸付限度額の範囲内でその差額について再度貸付をすることができる。なお、アグリ特区資金に係る既往借入金を信用保証付融資により借り換える場合は、同資金によってのみ行うことができる。

(損失補償)

第12条 アグリ特区資金により融資を受けた者が返済不能となったことにより、協会が代位弁済を行ったときは、当該代位弁済額の一部を市が損失補償するものとする。

(調査等)

第 13 条 市長は、アグリ特区資金の貸付を受けた者に対し貸付金の内容、使用状況、その他必要な事項について調査し、又は報告させることができる。

(融資の取消し)

第 14 条 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、資金の融資決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により資金の融資を受けた場合
- (2) 資金の融資の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 第 3 条第 1 項第 8 号に該当すると認められた場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により資金の融資を取り消した場合は、その旨を当該者に通知するとともに、取扱金融機関に対して、その取消しに係る金額に相当する預託額についての返還を命ずることができる。

(財産の処分の制限)

第 15 条 融資を受けた者は、その返済が完了するまでは、融資を受けたことにより取得し、又は効用の増加した土地、建物その他の財産を市長の承認を受けずに融資の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は廃止してはならない。

- 2 財産処分の承認を受けようとする者は、融資対象物等の財産処分承認申請書（別記様式第 8 号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、処分の可否について、融資対象物等の財産処分承認書（別記様式第 9 号、10 号）により、申請者及び取扱金融機関に通知するものとする。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、アグリ特区資金の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金取扱要綱第 5 条の規定は、平成 27 年 11 月 1 日以後に貸し付けた資金について適用し、平成 27 年 10 月 31 日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（宛先）新潟市長

住所（所在地）
 商号（法人名）
 氏名（代表者名）
 電話番号

融 資 申 請 書

新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金取扱要綱に基づき、関係書類を添えて融資の申請をいたします。

記

融資申請額	円	業種	
借入期間	か月	営業年数	年
資金使途		資本金	千円
		従業員数	人
申込 金融機関 ・本支店名	本・支店	当該融資 利用状況	1 有 2 無

（添付書類）

- 1 市町村税の納税証明書 1部
- 2 住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書（目的欄に商工業及び農業を営む旨の記載があるもの）の原本） 1部
- 3 新潟市国家戦略特別区域農業保証制度 事業計画書 1部
- 4 見積書等の写し（設備資金を含む場合） 1部
- 5 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（第3条第1項第8号関係） 1部
- 6 申込人資格要件を満たすことを確認できる書面 各1部
 - （1）商工業を営むことを確認できる書面
 （例）確定申告書，開業届，事業用不動産の賃貸借契約書，発注書の写し等
 - （2）市内で農業を営むことを確認できる書面
 （例）市内農地の登記事項証明書，賃貸借契約書の写し等
- 7 その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第7条関係）（その1）
（申請者宛て）

新 第 号の2
年 月 日

様

新潟市長
（担当 ）

融資対象者認定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金につきましては、融資要綱に基づく審査の結果、下記の条件で融資対象者と認定しましたので、通知します。

記

1 融資対象者

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

2 融資限度額

千円

3 取扱金融機関

4 融資要件 取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること。

別記様式第2号（第7条関係）（その2）

（申請者宛て）

新 第 号の2
年 月 日

様

新潟市長
（担当 ）

融資対象者不認定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金につきましては、融資要綱に基づく審査の結果、下記の理由で融資対象者と認定できませんでしたので、通知します。

記

理由

別記様式第3号（第7条関係）

（金融機関宛て）

新 第 号の3
年 月 日

様

新潟市長
（担当 ）

融 資 対 象 者 協 議 書

年 月 日付けで新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金の融資対象者認定申請が
ありましたが、対象者と認定しましたので、融資の可否について協議いたします。

記

1 融資対象者

住所（所在地）

商号（法人名）

氏名（代表者名）

2 融資限度額

千円

3 取扱金融機関

4 融資要件 取扱金融機関の審査により、融資が適当と認められること。

（宛先）新潟市長

取扱金融機関名

（担当者名 ）

審 査 結 果 報 告 書

年 月 日付け新 第 号の3で融資の協議がありました，新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金について，下記のとおり報告いたします。

記

制度名	新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金	申請者					
資金使途	<table border="1"> <tr> <td>運転資金</td> <td>設備資金</td> </tr> </table>	運転資金	設備資金	返済方法	<table border="1"> <tr> <td>1 割賦</td> <td>2 一括</td> </tr> </table>	1 割賦	2 一括
運転資金	設備資金						
1 割賦	2 一括						
貸付状況	<table border="1"> <tr> <td>全額</td> <td>減額</td> <td>否決</td> <td>取下</td> </tr> </table>	全額	減額		否決	取下	年 月 日 から
全額	減額	否決	取下				
貸付金額	円	毎月					
貸付利率	年 %		円 × 回				
貸付期間	年 月 日 から		計 円 (a)				
	年 月 日 まで	その他					
	か月 (但し，据置 か月を含む)	初回	円 (b)				
信用保証	保証料 円	期日	円				
貸付否決 又は 減額理由		返済金額合計 = 貸付金額					
		(a) + (b)	円				

（宛先）新潟市長

住所（所在地）
 商号（法人名）
 氏名（代表者名）
 電話番号（ ）

融資条件の変更承認申請書

年 月 日付け新 第 号の2により，新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金の融資対象者として認定を受けましたが，下記のとおり融資条件の変更について承認を受けたいので，金融機関の意見書を添えて申請いたします。

融 資 内 容	取扱金融機関				支店
	融資額	円	融資残高		円
	融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ か月） <small>（2回目以降の条件変更の場合，直近の融資についてお書きください。）</small>			
	据置期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ か月） <small>（2回目以降の条件変更の場合，直近の融資についてお書きください。）</small>			
変 更 内 容	変更する項目	元金返済猶予 融資期間延長 据置期間延長 その他条件変更（ ）			
	変更後の期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）			
	変更理由				
	変更後返済方法				
	備考				

※ 添付書類 取扱金融機関の意見書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

取扱金融機関
(本支店長)

取扱金融機関の意見書

- 1 申請者の住所（所在地）、商号（法人名）、氏名（代表者名）

- 2 融資名・貸付残高
 - (1) 融資名
新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金

 - (2) 貸付残高

- 3 取扱金融機関から見た申請企業の事業の現状

- 4 取扱金融機関から見た申請企業の今後の見通し

- 5 資金計画

以上のことから、承認申請による変更が適当なものであると判断します。

別記様式第6号（第10条関係）

（申請者宛て）

新 第 号の2
年 月 日

様

新潟市長

（担当： ）

融資条件の変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました条件変更について、下記のとおり承認いたしました。

記

制度名	新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金	
融資対象者	住所（所在地） 商号（法人名） 氏名（代表者名）	
当初※	融資額	円
	融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	据置期間	年 月 日 ～ 年 月 日
変更内容	返済猶予期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	延長後融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	延長後据置期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	変更後返済方法	
	その他	

※2回目以降の条件変更の場合、直近の融資について記載します。

別記様式第7号（第10条関係）

（金融機関宛て）

新 第 号の3

年 月 日

様

新潟市長

（担当： ）

融資条件の変更承認通知書

年 月 日付けで下記融資対象者から申請のありました条件変更について、下記のとおり承認いたしました。

記

制度名		新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金
融資対象者		住所（所在地） 商号（法人名） 氏名（代表者名）
当 初 ※	融資額	円
	融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	据置期間	年 月 日 ～ 年 月 日
変 更 内 容	返済猶予期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	延長後融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	延長後据置期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	変更後返済方法	
	その他	

※2回目以降の条件変更の場合、直近の融資について記載します。

（宛先）新潟市長

住所（所在地）
商号（法人名）
氏名（代表者名）
電話番号

融資対象物等の財産処分承認申請書

年 月 日付け新 第 号の2により，新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金の融資対象者として認定を受けましたが，下記のとおり融資対象物等の財産処分について承認を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

記

取扱金融機関	支店
対象物	
財産処分内容	
理由	

※ 事業の現状，見通し，資金計画及び融資対象者認定結果通知書（様式第2号）等を添付のこと。

別記様式第9号（第15条関係）

（申請者宛て）

新 第 号の2
年 月 日

様

新潟市長
（担当 ）」

融資対象物等の財産処分承認書

年 月 日付けで申請のあった融資対象物等の財産処分について、下記のとおり承認します。通知します。

記

融 資 対象者	住所（所在地） 商号（法人名） 氏名（代表者名）
対象物	
財産処分内容	
承認条件等	

別記様式第10号（第15条関係）

（金融機関宛て）

新 第 号の3

年 月 日

様

新潟市長

（担当 ）

融資対象物等の財産処分承認書

年 月 日付け新 第 号の2により融資の協議をした新潟市国家戦略特別
区域農業保証制度資金の融資対象者について、年 月 日付けで融資対象物等の財産処分
についての申請があり、下記のとおり承認しますので、通知します。

記

融 資 対 象 者	住所（所在地） 商号（法人名） 氏名（代表者名）
対象物	
財産処分内容	
承認条件等	